

第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するアンケート調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびそのほかの地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果等総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 保育の必要性の認定

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1)3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先:幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定(満3歳以上)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定(満3歳未満)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2)保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されています。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請等により、支給における過誤、不正の防止に努めます。

4 教育・保育における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、ニーズ調査の結果や過去の申込実績を踏まえ、児童人口の推計値に今後の申込率を乗じた量としました。確保方策については、令和6年4月の定員数が令和11年度まで持続されるよう計画しています。

令和7年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,106		289	277	314	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	388	126	553	65	150	167
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
⑥ 保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.9		
過不足分 (⑤-③) (人)	-3	34	11	8	22	

令和8年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,066		284	303	283	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	374	122	533	64	164	151
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
⑥ 保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				45.4		
過不足分 (⑤-③) (人)	15	54	12	-6	38	

令和9年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,010		282	298	309	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	354	115	505	63	161	165
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 <small>(長時間・通年)</small>	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 <small>(地域枠)</small>	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
⑥ 保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.4		
過不足分 (⑤-③) (人)	42	82	13	-3	24	

令和10年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	958		278	296	305	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	336	109	479	62	160	162
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 <small>(長時間・通年)</small>	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 <small>(地域枠)</small>	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
⑥ 保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.9		
過不足分 (⑤-③) (人)	66	108	14	-2	27	

令和11年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	947			274	292	302
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	332	108	474	61	158	161
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
⑥ 保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				45.5		
過不足分 (⑤-③) (人)	71	113		15	0	28

5 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、アンケート調査(令和5年度実施「返子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」)の結果や過去の実績を参考に算出し、それに対応する確保方策を定めています。

【地域子ども・子育て支援事業(19事業)】

- (1)利用者支援事業
- (2)延長保育事業(時間外保育事業)
- (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5)放課後児童健全育成事業
- (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- (8)養育支援訪問事業
- (9)地域子育て支援拠点事業
- (10)一時預かり事業
- (11)子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (12)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (13)妊婦に対する健康診査
- (14)妊婦等包括相談支援事業【新規】
- (15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
- (16)産後ケア事業【新規】
- (17)親子関係形成支援事業《児童福祉法》
- (18)子育て世帯訪問支援事業《児童福祉法》
- (19)児童育成支援拠点事業《児童福祉法》

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方やこどものいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。また、令和6年度に児童福祉と母子保健に関する相談に合わせて応じるこども家庭センターを設置し、複雑な問題を抱える家庭の相談に応じます。

② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かな利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に保育所等利用者支援員を2名配置(1か所)します。また、市内保育所の空き状況等を把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

こども家庭センターについても、市役所に2名の子ども家庭支援員を配置して、いつでも相談に応ずる体制を整えています。

保育所等利用者支援員の事業目標

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

子ども家庭支援員の事業目標

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業 (時間外保育事業)

① 事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数は延長保育を行う園について記載しています。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(人/日)		402	392	385	372	368
確保 方策	実施体制	逗子市等	逗子市等	逗子市等	逗子市等	逗子市等
	実施箇所数	13	13	13	13	13

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具そのほか教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 確保の内容

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入の支援などを行う事業です。

② 確保の内容

多様な集団活動事業の利用支援事業について、国・県の補助を活用し、令和4年度より実施しています。

(5) 放課後児童健全育成事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に公設が1か所ずつの計5か所を整備し、そのほかに民設が1か所あります。

② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の申込率の変化が令和7年度以降も継続すると見込んで算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続します。なお、既存の公設5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後児童対策パッケージにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業とし主に遊びの場として位置付けしており、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済みです。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法等】

現在各校で実施している、放課後児童クラブ、ふれあいスクール及び小学校の連携会議の場を活用し検討します。

実施にあたり、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施します。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施方法や、学校、教育委員会との連携手法等については、総合教育会議などを活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

校内交流型の放課後児童クラブについては、小学校の建て替えや余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み (延人数)	低学年	362	363	371	375	375
	高学年	80	75	72	66	62
	計	442	438	443	441	437
確保方策 (箇所数)	公設民営	5	5	5	5	5
	民設民営	1	1	1	1	1
	計	6	6	6	6	6

ふれあいスクール(放課後子ども教室)

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

① 量の見込と確保方策

令和6年度から近隣の児童養護施設の協力により一時保護の体制を整えました。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	12	12	12	12	12
確保方策(延人数)	12	12	12	12	12

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 か月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言そのほかの援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 か月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、こどもの数の推計値及び近年の訪問実施率から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)		271	266	265	261	257
確保方策	実施体制(人)	10	10	10	10	10
	実施機関	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市
	委託団体等	—	—	—	—	—

※ 里帰り出産をされる方や訪問を拒否される方がいるため、妊娠届出数と比較して訪問対象の見込み量は減っています。

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、そのほか専門的な訪問支援については要保護児童援助ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成26年度実績(年間延べ件数1世帯20件)を基に、算出しています。平成27年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市保健師等専門職による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)		20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制(人)	6	6	6	6	6
	実施機関	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市
	委託団体等	—	—	—	—	—

※ 家事支援に関しては、対象者が発生した際(必要時)に随時、該当団体と契約を結んでいます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行う事業です。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化の中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 本市の状況

子育て支援センターは、相談の受け付けを中心に、親子遊びの場(小坪、沼間)2か所へも巡回相談を実施しています。また、体験学習施設「スマイル」内にある池子ほっとスペースは、利用者が多いことから、令和元年度から地域子育て支援拠点とし、他の4地域のほっとスペースは類似施設として設置しています。

子育て支援センター(実績)

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
令和3年度 (延数)	2,482組 5,356人	面接 1,848組 電話 17件	来所者 112人 相談件数 50件	来所者 196人 相談件数 88件
令和4年度 (延数)	2,805組 5,924人	面接 1,540組 電話 16件	来所者 124人 相談件数 38件	来所者 196人 相談件数 98件
令和5年度 (延数)	3,893組 8,368人	面接 1,560組 電話 8件	来所者 186人 相談件数 66件	来所者 464人 相談件数 128件

ほっとスペース(実績)

区分	池子ほっとスペース	そのほか ほっとスペース(4箇所)
令和3年度 来所者数(延人数)	10,361 人	2,176 人
令和4年度 来所者数(延人数)	13,916 人	2,064 人
令和5年度 来所者数(延人数)	14,513 人	2,389 人

③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績を基に算出した「子育て支援センター」及び市内5か所にある「ほっとスペース」の利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場 2 か所(小坪・沼間)への巡回相談、池子ほっとスペースを含めた市内5か所に設置している「ほっとスペース」を計画として位置付けました。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	24,376	24,099	24,625	24,348	24,044
確保方策(箇所)	8	8	8	8	8

(10) 一時預かり事業

◆ 一時預かり事業(幼稚園型)

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中等に、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づく推計により算出しています。確保方策については、各幼稚園で受け入れ可能な人数を基に算出しています。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込	1号認定による利用(延人数)	5,712	5,506	5,211	4,946	4,888
	2号認定による利用(延人数)	7,301	7,069	6,664	6,316	6,258
確保方策(一時預かり事業) (人)		26,980	26,980	26,980	26,980	26,980

◆ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動事業(病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

① 事業概要

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

令和6年度から近隣の児童養護施設の協力によりトワイライトステイの体制を整えました。現在、実績はありません。

【事業形態】保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づいて推計により算出しています。

確保方策について、一時預かり事業では実績の人数を基に算出しています。子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)		1,501	1,447	1,449	1,416	1,393
確保方策	一時預かり事業(延人数) (在園対象型を除く)	189	186	189	186	183
	子育て援助活動事業(延人数) (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,307	1,256	1,256	1,225	1,205
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (延人数)	5	5	5	5	5

(11) 子育て援助活動支援事業 (病児・病後児保育事業)

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策

量の見込みについては、ファミリーサポートセンターでの実績等を基に算出しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。病児・病後児保育事業の要望は一定数あり、設置に向けて関係機関と連携しながら進めます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量の見込		210	210	210	210	210	
確保方策	病児・病後児保育事業	延人数	200	200	200	200	200
		確保数(箇所)	1	1	1	1	1
	子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)	延人数	10	10	10	10	10

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

※ この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 本市の状況

区分	依頼会員 (実人数)	支援会員 (実人数)	両方会員 (実人数)	活動件数 (延件数)	活動時間数 (延時間)
令和3年度	1,275	245	189	2,565	4,812
令和4年度	1,274	252	190	3,038	5,143
令和5年度	1,285	230	185	2,400	4,093

③ 量の見込と確保方策

量の見込については、ファミリーサポートセンターを利用する小学生の実績を基に、ファミリーサポートセンターの利用率や小学生の推計人口を勘案し、算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やします。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(人)	628	617	598	570	548
確保方策 (支援会員数)(人)	294	358	422	486	550

※ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の未就学児に関しては、<(10)一時預かり事業>における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

(13) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1)健康状態の把握
- (2)検査計測
- (3)保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全14回分の妊婦健康診査補助券(1万2千円補助1回、5千円補助13回)を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合等で補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を1回から2回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、令和5年度実績(3,695件)を基に、こどもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです(年間延べ受診回数)。

確保方策については、検査項目13は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延件数)		3,632	3,569	3,544	3,494	3,444
確保 方策	実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	検査項目(件)	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

① 事業概要

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

② 量の見込と確保方策

妊娠届の提出数は年々減少傾向にありますが、1世帯当たり最低計3回(妊娠届提出時に妊婦を対象に1回、出産届提出時に夫を対象に1回、乳児家庭全戸訪問時に1回)の面接を実施しています。こども家庭センターの相談対応回数は、面談実施合計回数を賄える回数を確保しております。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	妊娠届出数(実人数)	284	282	278	274	270
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	852	846	834	822	810
確保方策	こども家庭支援センター 相談対応回数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	上記以外の業務委託 回数	—	—	—	—	—

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

① 事業概要

保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満の乳幼児を対象に、保育所や認定こども園等の施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。

また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援等を行います。

② 量の見込と確保方策

量の見込みやニーズに注視し、市内保育所等と連携し、適切な受け皿を確保しながら国の開始時期である令和8年度から実施を行います。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	量の見込(延人数)		1,320	1,308	1,296	1,272
	確保方策(延人数)		2,112	2,112	2,112	2,112
1歳児	量の見込(延人数)		3,336	3,288	3,264	3,216
	確保方策(延人数)		2,112	2,112	2,112	2,112
2歳児	量の見込(延人数)		1,584	1,728	1,716	1,692
	確保方策(延人数)		2,112	2,112	2,112	2,112

(16) 産後ケア事業〔新規〕

① 事業概要

母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行います。

② 量の見込と確保方策

出生数は減少傾向にありますが、利用者の自己負担分の減額や制度改定等により、利用者数は増加傾向にあります。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込	宿泊型(日数)	150	180	210	230	250
	通所型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
	訪問型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
確保方策	宿泊型(日数)	150	180	210	230	250
	通所型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
	訪問型(延人数)(人)	20	20	20	20	20

(17) 親子関係形成支援事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:0～17歳

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談の受け付けや助言を行います。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等そのほかの必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度から「こどもとの付き合い方講座」、「こどものICTとの付き合い方講座」を開始し、臨床心理士、保健師、保育士や子ども家庭支援員が担当しています。令和6年度の実績を基に、算出しました。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)	30	35	40	45	50
確保方策(実人数)	30	35	40	45	50

(18) 子育て世帯訪問支援事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:0～17歳

こども家庭センターの職員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度(本計画作成時点)までの傾向として、訪問対象世帯が約50世帯であり、1世帯当たり平均として2件程度であることから、100件としました。こどもの数が減っていますが、一方相談者は増加傾向にあるため、相談数を横ばいとしました。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	100	100	100	100	100
確保方策(延人数)	100	100	100	100	100

(19) 児童育成支援拠点事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:6～17歳

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度までの実績を基に算出しました。今後、事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を図りながら対応します。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(実人数)	10	10	10	10	10